

令和5年度第1回 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和5年8月30日（水）
10時30分から12時00分まで

2 場 所

徳島県庁11階 講堂

3 出席者

【委員】（16名）

加藤真介、森泉摩州子、森恭子、益田暁子、井後浩二、冨樫一美、原照代、
相原佳子、佐々木才子、林徳太郎、島優子、笠井章夫、石田実、平光江、
佐藤正、名山優

【事務局】

障がい福祉課、健康づくり課、労働雇用戦略課、住宅課建築指導室、
ダイバーシティ推進課、教育委員会特別支援教育課、他

4 会議次第

i 開会

ii 議事

(1) 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について

(2) 徳島県障がい者施策基本計画（改定）について

iii 閉会

【議事 1 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について】

（事務局説明）

（職務代理）

ただ今の事務局からの説明ですが、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。ご意見、ご要望、質問等ございましたらお願いします。

（委員）

私自身は、徳島県の災害時リハビリテーション協議会の会長をさせていただいておりますし、現在園長をしております、徳島赤十字ひのみね医療療育センターは、相談支援業務も行っておりますし、今年の1月からは医療的ケア児等支援センターの運営を受託しております。ということで医療に近い立場から、今までの進捗状況を見て、色々と思ったところがありますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

一つ、まずは災害対応のことなんですけれども、令和3年度に災害対策基本法が改正されて、いわゆる災害弱者という方に対しては、個別避難計画の策定が努力義務化されています。先般、小松島市の担当の方とお話をさせていただいたんですけれども、徐々に進んでいっているというのは十分承知しております。ただ、しばらく前に徳島県肢体不自由児者父母の会の総会で、最近、行政からアプローチを受けた人、誰かいらっしゃいますか、とお伺いしたところ、誰もいらっしゃいません。おそらく高齢者の方を中心に進んでいると思います。これは各市町村の所掌することなんですけれども、例えば小児慢性疾患とか難病は恐らく保健所が担当することになると思います。実は医療的ケア児の方々は小児慢性疾患を取ってない方がたくさんいらっしゃいます。ですから、腹心、南海トラフからも豪雨災害を考えるとということとなると、個別避難計画の策定というのは非常に大切なことだと思います。ですから、次の計画に入れるべきかと思うんですけれども、例えば個別避難計画の策定率みたいなものを指標としていただければと思います。実はそういうものは、報道で全然出てこない。2年ぐらい前に香川県で約10%しか進んでないというのは報道であったんですけれども、徳島県の状況は、今のところ全然分からないということで、そういう観点を一つお願いしたいと思います。

また、福祉避難所の数というのが、順調に増えているっていうのは、非常に結構なことだと思うんですけれども、以前に、徳島大学の防災環境センター研究センターの先生が四国管内の調査をした時に、福祉避難所として手を挙げているところで、100人以上受け入れることができるというようなことをおっしゃっている福祉避難所は結構ある。今、福祉避難所として手を挙げておられるところが、避難所がどういう機能を持つべきなのかということを充分認識されて手を挙げられているのかどうか、というのがまだまだ疑問かなと思います。これも各市町村の所掌することなんですけれども、徳島県全体として、福祉避難所一つ一つの質の評価というのをしていくべき時期に来ていると思います。そこで、先ほど

の個別避難計画を立てる上で、福祉避難所の質の評価というのは非常に大切です。両方合わせて、次の計画の中で何か取り上げていただければと思うのが、まず一点。

二点目は、相談支援体制のことです。地域移行というものが、今回も非常に指標として取り上げられていますが、地域在宅への移行ということを考えると、相談支援というのは非常に大切になっているかと思えます。実は、この日曜日に徳島県内で開催されたある学会で、最近、障がい者になられた医師が、相談支援の質が非常に悪いということを壇上で仰っています。一方で当施設(ひのみね)でも相談支援業務をやっているんですけど、こちらにも本当に飽和状態ですね。もうブラック企業になっていて、その人たちの健康状態を僕らは気にしなければいけないような状態。決められている計画を立ててモニタリングをすることが決められているが、そのモニタリングが十分できないような状況になっています。一方で経営的には非常に厳しい。内情をお話しますと、ひのみねもまもなく築50年というところがたくさんあって、そこをこれから建て替えるんですけど、お金をどこからもくれませんので、自分たちでやらなければなりません。この相談支援事業での赤字を何とかするために、現実的には相談支援事業を縮小せざるを得ないというのが今のところの限界です。また色々とお話を聞くと、意欲的な相談支援員が疲弊して、このところから離れていっているということもお伺いします。支援相談員の質の向上と、そういう事業者への支援というものがなければですね、地域生活への移行とか、地域生活の充実っていうものが図られ、実りあるものにはならないと思いますので、是非とも次の計画ではそういう面で何か指標をお考えいただいて、県としての指導性を発揮していただければと思っています。

最後、この半年での医療的ケア児等支援センターでの経験から、少しお話しさせていただきますと、9ページのところに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が全市町村に設けられるということが気になっています。ただ、徳島県の医療的ケア児は全体で90名弱しかいません。それぞれの市町村で検討しても、医療的ケア児がいらっしゃらない市町村もあるし、医療的ケア児と言っても非常に様々で、それぞれの市町村での経験というものがなかなか共有されないという現状があると思います。ですから、ぜひとも全県的にそういう経験を共有して議論をしていく、経験を蓄積していく場を作っていただければと思っています。

医療的ケア児のコーディネーターを増やすというのは、非常に大切なことで、現在、ちょうどコーディネーター研修というものをやらせていただいています。今年は参加者が34名、支援者講習への参加者がコーディネーター研修を含めて139名。ただ、実際にはこの人たちは動けません。この半年の経験でいきますと、我々のところ、県からお金を頂いて、専従の看護師を1名配置しているんですけど、1日当たりの平均の相談時間、電話時間等が90分。他にもいろいろな事業を行っており、本来は、医療的ケア児等支援センターのコーディネーターは直接関わるものではないことを、実際にその研修された方々にお渡しすると、おそらく、その方たちの本来業務というのは非常に支障をきたすのではないかと思います。だから、研修を受けられた方々が、その研修成果を発揮できるような仕組

みを考えていただかないことには、多分それぞれの圏域で、その医療的ケア児に密接したサービスの提供というものは難しいのではないかと考えております。以上です。

(職務代理)

ありがとうございます。本当に災害はいつ来るか分からないなかでの行動でありますし、避難所の運営であったりとか、これからの個別支援計画であったりとか、次回の基本計画に含めてですけれども、それぞれ現状で事務局の方で何かあれば、お答えいただきたいと思っておりますし、相談支援体制、それから医療的ケア児コーディネーターにしても、研修は確かに計画されているんですけど、それをどのように実務に活かすかというものは、人材育成の場面で課題であると思われまいますので、このあたりの人材育成、それから現場でどう活かすかも含めて、事務局の方で何かございましたらお願いいたします。

(事務局)

保健福祉政策課です。個別避難計画と福祉避難所につきまして回答させていただきます。まず、個別避難計画につきましては、災害が起きた時に高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者の安全を確保し、適切な避難につなげるとともに、地域の災害対応力も充実させるということからも大変重要なものでございます。本県におきまして、令和5年1月1日時点で策定主体が市町村であるということから、県内全市町村がまず作成には着手しているということになっております。また、策定計画数を避難行動要支援者数で除した策定率に関しましては22.3%となっております。これまで、県におきましては、市町村の個別避難計画策定を促進するために、市町村向けの作成手引きの配布や説明会の実施、さらには専門家や有識者等のアドバイザー派遣やノウハウの横展開を図る連携推進会議の開催など、市町村の支援に取り組んできているところでございます。委員からご指摘のありました、目標指数というところなのですが、個別避難計画の作成主体があくまでも市町村であるということと、さらには、例えばどの方を避難行動要支援者にするのか、支援者となっただけの方は誰なのか、また、どこを避難所とするのかなど、それぞれ市町村における、地域の実情や課題が異なることから、統一的な策定率を設定することは難しいと考えております。今後とも市町村と連携し、地域の課題等を聞きながら市町村にとって効果的な策定促進に向けた支援を展開するとともに、計画作成数の数にも注目しながらも、その数だけではなく、実効性のある計画を策定できるよう、しっかりと市町村を支援して参りたいと考えております。

(委員)

小松島市でみると、現在、福祉避難所としての指定は8カ所もしくは9カ所です。南海トラフでは、1カ所を除いて、ほぼ全て浸水地区です。そうなると、福祉避難所については、市町の枠組みを超えての検討にどうしてもなってくると思います。逆に、例えばひのみねに通所されている方へ、幸い、ひのみねが津波で被災しなければ、避難して来てください、ということになると、小松島市だけではなく、むしろ小松島市以外の方が多いの

で、そういう各市町村で考えるよりも、福祉避難所というものは、もう少し大きな立場で考えなければ上手く運営できない、計画が立てられないのではないかと考えています。そうすると、やはり県の指導力というものは非常に大切になってくると思います。是非ともよろしく願いますし、実は、徳島県災害時リハビリテーション協議会にそういう話は下りてきていないので、言っていただければいつでも、理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士業界の人たちは、東北や熊本、岡山に行った経験豊富な人たちがおりますので、是非とも声をかけていただければと思います。

(職務代理)

ありがとうございます。各機関それぞれが連携するということが大事だと思いますが、何か事務局の方でございますか。

(事務局)

保保健福祉政策課です。福祉避難所に関しましても、委員の仰るとおり、どの方が来るのかということが、まず決まってないケースが大変多くございます。そのためにも、個別避難計画を促進すると、広域的にここは浸水するから難しい、あるいはこの方は体調によると、隣のまちの方に避難した方がいいのではないかと、ということも実施できるということもございますので、福祉避難所も踏まえて、個別避難計画を進めていきたいという点と、福祉避難所に関しましても、年々増加しており、現在4月1日時点で、250施設が指定されており、また約6400名の受け入れ可能であるという調査結果になっています。実際、福祉避難所の指定につきますと、委員の仰るとおり市町村が協定を結ぶことになっているが、施設の耐震、耐火構造、バリアフリー等の構造的な要件に加えまして、看護師や介護職員等の人材的な確保をしっかりとしていくことを市町村が提示したうえで、各施設とすりあわせを行い協定を締結しております。

また、質のところもご質問がありましたが、現在徳島県としましても、機能の充実強化という形で、福祉避難所の機材の整備のための市町村への補助や、介護職員の確保ということから、社会福祉施設6団体との災害時相互応援協定を結んでいたりとか、あるいは福祉避難所を立ち上げというところの訓練を行ったりということで、関係団体と連携して、質の維持あるいは向上というところを行っておりますので、今後とも安心安全に、要配慮者の方々が避難できるように、数だけではなく、質も向上できるように推進していきたいと考えております。

(職務代理)

よろしく願います。相談支援体制や、医療的ケア児の方でございしますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。相談支援体制の充実についてでございますが、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村や指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者また、指定一般相談支援事業者の方を中心に、サービス等利用計画の相談及び作成など障がい者の方の抱える課題の解決や、適正なサービス利用における、きめ細やかな支配をしていただいているところでございます。特に、相談支援専門員の方につきましては、障がい者の方に直接寄り添って地域生活への移行を支えていただいております。県では、障がい者相談支援センターにおきまして、相談支援専門員の専門性とスキルの向上に向けた研修を行うなど、人材育成に努めているところでございます。頂いたご意見は参考にさせていただきます。県としても、今後市町村との連携を図り、地域のニーズを踏まえた相談支援体制の充実に努めて参りたいと考えております。

続きましてご質問頂いております、医療的ケア児支援の関係につきましてお話しさせていただきます。まず、医療的ケア児支援のための全県的な協議の場の設置を、というお話でございました。先ほどありましたように、本年1月に、徳島赤十字ひのみね医療療育センター内に徳島県医療的ケア児等支援センターを開設いたしました。医療的ケア児とそのご家族が住み慣れた地域で安心できる生活を確保するため、コーディネーターの方を中心にワンストップで相談支援や情報提供等を行うなど、センターを核とした支援体制の構築を推進していただいているところでございます。お話にもありましたように、市町村をはじめ、教育委員会や事業所、医療、保健、福祉、教育の関係機関との連携による重層的な支援体制が求められております。現在、県内全市町村にそれぞれ協議の場は設置されてはおりますが、県としましては、今後、支援を行う関係機関や福祉サービスを決定する市町村との協議の場を設けたいと考えております。

また、医療的ケア児コーディネーターが活躍できる体制整備を、というご質問でございます。お話にもありますとおり、本年につきましては、徳島県医療的ケア児等支援センターが実施主体となって医療的ケア児等コーディネーター養成研修および医療的ケア児等支援者養成研修を行っていただいているところです。現在、県内には研修を受講し医療的ケア児等コーディネーターとして市町村に配置されている方は18人ほどいらっしゃいます。今後は、各市町村におきまして、研修を受けられたコーディネーターの方々が十分に活動できる体制づくりが整備されるよう、協議の場を設けるなど、県としても支援してまいりたいと考えております。

(職務代理)

ありがとうございます。県の方も研修等で人材育成ということで引きつづきお願いしたいと思っておりますし、研修を受けて、本当にその実務に活かせるような、職場の環境づくり、仕事のしやすさというところも、また皆様方も色々な関係機関、事務所さんのなかでも克服していただければなと思っております。よろしく願いいたします。

他に何かご意見ご要望等ございますでしょうか。

(委員)

資料1の第1節-1では、障害者差別解消法の認知度とありますが、これが令和元年から4年の実績にかけて、50%前後を推移しているところで、今度の令和5年度の目標値が95%以上と、かなりハードルの高い目標値を掲げています。私にとっては、こういった目標というものは、高いほどいいと思っているんですけども、なかなか現実的に54%だったものを95%以上に上げるというのは、県の方としては何か秘策があるのでしょうか、教えてください。

(事務局)

障がい福祉課です。95%を目標とさせていただいており、54.30%とかなり悪いような状況にはなっております。障害者差別解消法につきましては、これまで、心のバリアフリーアンバサダーの研修、県職員への研修ですとか、地域の関係団体が入っているような会議等で周知をさせていただくとともに、『障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例』のパンフレットを作成いたしましたして、機会ごとに配布させていただいたり、パネル展示等を実施させていただいておりますが、このように54.3%のような実績になっております。

今後、令和6年4月1日に障害者差別解消法が改正されることになっております。初めて改正法が施行されることになっており、それを機に内閣府におきましても、周知啓発を進めていくという方針を示されており、県においても今後、障害者差別解消法が、施行改正される事を機に積極的に周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。県の方として、パンフレットなどの配布で周知し広めていくというところであれば、協議会としても協力はしていきたいと思っておりますので、パンフレット等もお送りしていただいたら、各私共の関係機関に配布していきたいと思っております。できるだけこういった差別解消法の認知度を上げるように協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(職務代理)

それ以外に何かご意見等ございますでしょうか。

(委員)

この内容に直接関係があるかどうか分からないのですが、資料1の頭に「人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」とありますよね。障がいの有無に関わらず、これはすごくいいことだと思いますし、先ほどのお話で、差別をしないということを推進していきたいというのもあるんですけど、実際に、障がいでも身体とか色々あるんですけど、これから私がお話するのは、認知的な障がいの方のことでお話するのですが、支援学校を卒業して、社会復帰をし、社会に出て就職っていうのを、支援学校の方でもしてはいただい

るし、経営してくれる事業所も多いんですけども、実際、その障がい者支援学校を卒業ということで、その障がいの認知度というものに関わらず、支援学校卒業っていうのを一括りで扱いをされる。そして賃金も設定されるというのが今の現実なんですよね。それでやはり、18歳や19歳ほどの若い子が社会に出て働き、その子たちなりに色々な目標を持って、お仕事をされているのですが、周りの人が「障がい者」というレッテルを貼って、それ以上自分が向上できない環境にあるとか、そういうことを何人か20歳ぐらいの子にお話を聞いたことがあるんです。自分が障がい者の学校を卒業している「障がい者」というそのレッテルを貼られているということで、諦めているところも多いんです。しかし、そういうことをやはり県としても変えていただけて、これからその若い子、やはり障がい者の方でも向上心がある子もいるので、頑張っって押していけるような、何かがあればいいと思います。施設や介護施設に入ってる子多いんですけど、そこで働いている職員も、「この子、ああ、障がい者なんだ」、支援学校卒業というだけで、その業務内容も掃除だけ等の業務しか与えないなど、一般職員が、掃除等したくないことをそういう子にさせているというイメージが私は強いんです。その汚い仕事とか大変な仕事とか、それは違うなとは思うんです。支援学校を出ているから障がい者だから、業務内容は一般の職員が一般的にしたくないような仕事を、そういう人たちに行わせるというのは、差別につながっていますよね。

さきほど言ったように、障がいを持っている人でも、軽度であれば向上心を持っています。車の免許も取りましたっていうレベルの子であれば、普通の子と同じようなレベルにまで頑張ればなれる。ただ、「支援学校を卒業」、「障がい者」というその言葉だけで差別を受けている。実際、何年前かに、19歳の方が、これらが重荷になって自殺をしたことがありました。「私は一生障がい者で人生が終わるんだ、その先を望めない」ということで死にました。これから人生まだまだ、社会的にも意欲があった方だし、伸ばしていくことも、私は県の仕事でもないかなと思います。いろんな施設でどのようにその子たちが扱われているのかということ、実際現場に行くと、その子たちが今どんな仕事をしているのか、仕事に対しどこまでの賃金をもらっているのかということも、県としても現場に入って知ってほしいです。私たちは現場で仕事をしているので、そういうことを目の当たりにしているので、この仕事でこれだけの賃金しか無い、賃金に対して仕事量が多いなど、差別に近い扱いをしていると感じる。個々の意識で障がい者に対して差別というものは残っている。本当にあるので、そういうことも考えていただけて、そういう子たちももっと働きやすく、受け入れをしてもらえるように、県としてもなっただけであればよいと思っています。もっと現場を知ってほしいですね。障がい者の子が社会で働いているところを。自分が「障がい者」という引け目をもっている子多いので、そういう子たちは、何があってもやっぱり言わない。何か言ったら「障がい者」と言われるとか、弱者という気持ちを持っているので、自分から意見を出せるという子は少ないかと思しますので、県としても考えていただきたいなと思います。

(職務代理)

ありがとうございます。障がい者と一緒に作っていくんだっていう、まだまだ十分ではないのかなと思いますが、障がい者の就労等につきましてですが、相談支援事業者の方とか、就業センターの方がもっと色々関わって、ご本人さんの気持ちに寄り添って、色々聞いていくということは、先ほどの相談部門の質の向上も含めてかなと思いますが、何かございますか。

(事務局)

障がい福祉課です。貴重なご意見をありがとうございます。計画の基本理念に掲げております、「すべての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」というものを目指しまして、現場の方のご意見、現場の職員の方、ご苦労されている方のご意見や、障がい者の方のご意見をできるだけ多くお聞きして、障がいのある方に対する配慮が当然のようになされるような社会になるように、また、それぞれの能力を生かして働いて支え合える社会、障がいのある方もない方も支えあえる社会の実現を目指して、取り組んでいこうと考えておりますので、計画もそれを目指して作成していこうと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(職務代理)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。他に何かございますでしょうか。

では、次に記事2の方に移りたいと思います。徳島県障がい者施策基本計画（改定）についてです。事務局の方からご説明をお願いいたします。

【議事2 徳島県障がい者施策基本計画（改定）について】

(事務局説明)

(職務代理)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明でございます。次の基本計画に向けてということで、お話もあったかと思いますが、いかがでございましょうか。何かご意見ご要望がありましたらお願いいたします。

(委員)

在宅移行ということを考えると、在宅医療の充実ということは、どうしても不可欠だと思うんですけど、これは第8次医療計画の方で、私どもも意見を挙げさせていただいております。徳島市については、地域医療介護総合確保基金の中で、事業をやっているんですけども、それが全県的に広がっていないので、そこら辺の支援をお願いしたいというのが一点と、医療的ケア児ということになりますと、例えば訪問看護ステーションでも、その医療的ケア児を受け入れるつもりがないという所も結構いらっしゃるんですね。経験

がないから。ただし、結構積極的に反応していただける所もあるので、そういう面では、そこまで悲観的ではないんですけど、同時に、そういう方たちが行ける放課後等デイサービスだとか、デイサービス、そういうところの充実も必要ではないのかなど。うちもやっているんですけども、もういっぱいいっぱい、他のところに開拓していくということが今の我々の仕事になっていますので、医療だけではなく、そういうデイサービスとかという面でも医療的ケア児が通える所っていうのも、ご支援いただければと思います。

(職務代理)

時間の関係はあるのですが、何か他にありますでしょうか。

(委員)

資料3、改訂内容の中に、基幹相談支援センターを各市町村に設置ということを挙げられております。先ほど、1つ目の議事でも、相談支援事業所の質が低いというお話がありました。それぞれの県内にある特定相談支援事業所などは、かなり苦労されながら事業をしておるようです。そういうなかで、なかなかスキルアップを図る機会もなかったり、それよりも何よりも計画作りに追われたり、相談に追われて、スキルアップ図る機会がないということも伺っております。そのなかで、基幹相談支援センターは、今、全国的に50%ぐらいの市町村が設置しているという統計を見たことがあるんですが、実は私、昨日他の市自立支援協議会の会議に参加しておりました。で、その市の方も計画を作り直す時期にあるなかで、私も、基幹相談支援事業所って作られるんですか、と質問をしたら、いや、作る予定ないですというご回答をいただいたんです。でここで、県の方では、市町村への設置と書いてあるのですが、もう既に市町村の方では作る予定がないと明言したところもあるんですけど、今後どのような指導というか、市町村の方にお話をしていかれるのかなということが知りたい。

もう一点は、3(1)上から3番目の相談支援体制の充実・強化というところにも関係あると思うのですが、県の相談支援センターの方で資格を取得するための研修等をしていただけたらと思います。うちの協会の各施設の職員さんも多くが受講しておるんですが、なかなか枠がいっぱいで、研修が受けられないということがあがるようです。定員に対して応募者数がすごい多かったら、どうしても断らなければならないこともあると思うのですが、実は、このサービス管理責任者や相談支援従事者の研修は民間事業者の研修がないと思うんです。県がしており、資格取得を目指すためには、県がしておる研修だけになると思うんですけど、年に一回とかで今されていると思うんですけど、受講者とする、すごくオーバーしているということは、ニーズがあるので現場で働く職員のスキルアップのためにも、そういうところを考慮していただけたらありがたいなと思っております。

(職務代理)

では、在宅医療や在宅の色々なサービスの充実と、それから基幹相談支援センターであったり、従事者研修であったりとか、これらについて事務局いかがですか。

(事務局)

医療政策課です。委員から小児在宅の関係でご質問いただいていることについて回答させていただきます。委員からございました、徳島市の方でされている小児在宅の事業につきましては、県の方で、地域医療介護総合確保基金というものを使いまして、令和2年度から徳島市の医師会で補助事業として行っているものかと思っております。こちらの事業内容につきましては、徳島市の医師会の方でしていただいている小児在宅医療に係る、課題解決を図るような委員会の運営ですとか、医師等のスキルアップの研修、また、徳島市の医師会の方で位置づけていただいている、訪問診療等のサポートを行っていただくような小児在宅のサポート医の方々の意見交換会というものを、この補助事業のなかで開催をしていただいております。こちらの研修等につきましては、徳島市の医師会の方から、小児科医会を通じて、徳島市だけではなく、県下全域の方でご案内していただいているところです。こちらの研修につきましては、医師の方だけでなく、訪問看護ステーション、こちら県全域の方にご案内していただいて、多職種の連携も含めながら、研修の方をしていただいているところがございます。そういうところもございますが、今後とも検討いたしまして、事業を行っていただいている徳島市の医師会の方と、連携をさせていただきながら、新たな場所に在宅への参入等を促していきながら、医療提供の体制というものを構築していけるように努めていきたいと考えております。

(事務局)

障がい者相談支援センターです。貴重なご意見ありがとうございます。相談支援者研修ですとか、サービス管理責任者等研修ですけれども、定員がいっぱいでお断りする事例がありまして、充実させていかなければならないと思っております。会場の関係ですとか、講師につきましても、現場の相談支援の方々にご協力いただいている関係上、なかなか一気に増やしていくことは難しいと思うんですけれども、今後の検討課題として承りましたので、御了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課です。基幹相談支援センターの設置の件について、委員から質問をいただいておりますが、令和6年4月1日の法改正によって基幹相談支援センターの市町村への設置が努力義務化されることとなっています。県としてもその旨を市町村に周知はさせていただいておりますけれども、たしかに市町村単独での設置は難しいところもあるとは思いますが、国の指針等によりますと、複数市町村での共同設置、例えば板野郡での設置等、そういうことも可能ということになっておりますので、そういう方法もあるということを県として周知をさせていただいて、やはり、地域移行を進めるにあたって、基幹相談支援センターという相談支援体制は設置していくことが重要とは考えております。

(職務代理)

ありがとうございます。他にいらっしゃいませんか。

先ほどの進捗状況を踏まえ、それから、皆様からいただいたご意見は、新しい障がい者施策基本計画ということに進んでまいりますので、委員の皆様には次回もございますので、その時にご意見賜ります。

それでは、皆様方のご意見を踏まえまして、事務局の方をお願いしたいと思います。

以上で議事は終了いたしましたので、今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいでよろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし」)

(職務代理)

ありがとうございます。それでは進行を事務局の方へお返しいたしますので、よろしくお願いたします。

(事務局)

職務代理、ありがとうございました。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しいなか、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。次回の第2回会議の予定は、11月の開催を予定しております。ひきつづきどうぞよろしくお願いたします。

以上もちまして、令和5年度第1回徳島県障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。